

## 第4回 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会 事項書

日時：平成30年10月24日（水）

予算決算常任委員会終了後

場所：601 特別委員会室

### 1 他団体における先行事例及び三重県議会指針（素案）について

### 2 その他

#### 【資料】

資料1 議会運営委員会県外調査の概要

資料2 他県議会における災害等緊急時の組織体制について

資料3 他団体における先行事例（抜粋）及び三重県議会指針（素案）

	千葉県	静岡県
議会の災害組織	<p>千葉県議会災害対策連絡本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的…応急時における議員間の速やかな情報共有</li> <li>議員相互の連携による効果的な活動実施</li> <li>構成…議長、副議長、各会派代表者</li> <li>事務…県対との情報交換や連絡</li> <li>被災地の被害や応急活動情報の収集</li> <li>議員への伝達、国等への要望活動</li> </ul>	<p>必要に応じて各会派代表者会議、議会運営委員会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催については議長が判断</li> </ul>
対象とする災害	<p>千葉県地域防災計画の対象となる自然災害 大規模事故災害(大規模火災、海上災害、油等海上流出災害、航空機災害、鉄道・道路災害、放射性物質事故等)</p>	<p>震度5強以上の地震で県災対本部が設置された場合 (地震以外の災害については申し合わせを参考にして対応) 浜固原発に関する検討は行っていない</p>
事務局の災害組織	<p>千葉県議会災害対策連絡本部事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー…事務局全職員</li> <li>班構成・事務…総務班</li> <li>(被害情報、対策の総合調整、記者発表)</li> <li>指揮情報班</li> <li>(各班指揮、被害状況の収集整理、関係機関との連絡調整、現地への派遣等)</li> <li>広報渉外班</li> <li>(正副議長・議員への情報提供、取材対応、記者発表資料作成、県民からの問い合わせ対応)</li> <li>対策調整班(本会議・各委員会の対応及び関連する連絡調整)</li> </ul>	<p>県災害対策本部内の議会部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー…事務局全職員</li> <li>班構成・事務…総務班</li> <li>(部内の連絡調整、応急対策の推進、安否・被害の取りまとめ等)</li> <li>議会班</li> <li>(議会の会議に関すること)</li> <li>災害情報連絡班</li> <li>(議員との連絡、調査活動に関すること)</li> </ul>
議員の役割	<p>規程にはなし</p>	<p>それぞれの地元地域で災害救援活動に当たる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災時の活動について、喫緊の検討課題と認識しているもの、議員間、会派間で考えが異なり、統一されたものではない</li> </ul>
情報共有	<p>東日本大震災発災時には個々の議員が執行部に同様の情報や問い合わせを行ったことを踏まえ、議会全体で情報を集約することが効率的と考えた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡本部に入っていない議員に対しては各会派の代表者から情報や意見交換を行う</li> <li>連絡本部が設置されない場合は県災対本部に入っている議会担当者から必要な情報を個々の議員に提供したり、意向を聴き取る</li> </ul>	<p>災害情報連絡班から正副議長へ関係情報の報告を受けるとともに必要な指示を与える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災対本部からだけでなく、「ふじのくに防災情報共有システム(市町等情報共有システム)」から情報を収集し、議員へ提供</li> <li>議員からの要望等に対し、災害情報連絡班を窓口として受け付け、整理したうえで災対本部へ連絡</li> </ul>

○他県議会における災害等緊急時の組織体制について

都道府県	災害に関する議会組織の名称	構成員				設置するとき	実績
		議長	副議長	会派 常任委員会	議選 その他		
岩手県	岩手県議会災害対策連絡本部	○	○		全議員	【地震】県内に震度6弱以上の地震が発生した場合 【津波】津波警報が発表された場合 【気象災害】大雨・洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 【噴火】岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち警戒レベル5が発表された場合 【原子力災害】原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県が含まれる場合 【その他】議長が本計画を適用する必要があると認める災害等 例：上記基準に満たない災害等であっても、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ等により大きな被害が発生した場合	なし
		○	○	各会派代表者	委員長	常設	あり (訓練のため3回)
山形県	山形県議会危機管理委員会	○		委員長	会派協議会の構成員 議長が指名する議員		なし
埼玉県	県議会災害対策連絡本部	○	○	代表者 幹事長	正副委員長	議長は、知事が埼玉県災害対策本部を設置したときは、直ちに埼玉県議会災害連絡本部を設置する	なし
千葉県	千葉県議会災害対策連絡本部	○	○	各会派代表者	正副委員長	議長は、県の地域で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が千葉県災害対策本部を設置したときには、議会に議会災害対策連絡本部を設置することができる	なし
東京都	議会災害対策連絡調整本部	○	○		在籍会の幹事長または代表	東京都災害対策本部を設置したときで、都内数区市町村の地域について、災害が発生し、または災害の発生が予想されるとき議長が設置する	なし
神奈川県	議会災害等対策会議	○	○	所属4人以上の団長	正副委員長	議長が招集	なし
山梨県	山梨県議会災害対策連絡会議	○	○		正副委員長	議長が招集 (今後の対応等を協議する必要があると認めるとき)	なし (ただし、訓練のためH30開催予定)
長野県	議会災害対策連絡本部	○	○	2人以上の会派代表		長野県災害対策本部が設置された場合かつ議長が必要と認める場合	あり (御嶽山噴火：H26)

都道府県	災害に関する議会組織の名称	構成員				設置するとき	実績
		議長	副議長	会派	その他		
岐阜県	議会災害対策委員会	○	○		全議員	県の警戒本部又は対策本部が設置されたとき	あり (今年度台風で2～3回立ち上げのみ)
	協議会				被災市町村の属する選挙区から選出された議員 その他委員長(議長)が必要と認める者		
奈良県	奈良県議会災害対策本部	○	○	連絡会の構成員	委員長	大規模災害の発生により県内で多大の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、奈良県災害対策本部が設置された際にすみやかに設置する	なし
和歌山県	和歌山県議会災害対策本部	○	○		委員長	議長は、県内において、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、和歌山県災害対策本部が設置された際に、和歌山県議会に災害対策本部を設置	あり (H30台風で2度立ち上げのみ、H23紀伊半島大水害で活動)
高知県	高知県議会災害対策本部 本部員会議	○	○		全議員	県内に震度5弱以上の地震が発生した場合又は県に大津波警報が発表された場合に、自動設置	なし
大分県	大分県議会災害対策連絡協議会	○	○	各会派代表者	委員長	大分県災害対策本部等が設置されたとき	あり (H28熊本地震、H29九州北部豪雨等)
宮崎県	宮崎県議会災害対策連絡協議会 幹事会	○	○		全議員	必要に応じて議長が招集	なし

○他団体における先行事例(抜粋)及び三重県議会指針(素案)

大津市議会BCP	
①目的	平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という。)の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP 以外に、議会独自のBCP の策定の必要性がクローズアップされてきたところである。また、本市においても平成24年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。
②対象とする災害	議会BCP の対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部(以下「災害対策本部等」という。)が設置される災害基準を概ね準用するものである。 災害種別 災害内容 地震:震度5強以上の地震 風水害:台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの その他:自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
③議会の役割・機能	●議会の役割 議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。
④議員の役割・機能	●議員の役割 議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時においては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

資料3

大津市議会BCP	
⑤議会の災害組織	●議会災害対策会議の設置 議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市の災害対策本部等の設置後、速やかに大津市議会災害対策会議(以下「対策会議」という。)を設置し、災害対応に当たるものとする。対策会議は、議長と副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。  構成員 委員長(議長)、副委員長(副議長)、委員(各会派代表者)  任務 委員長:対策会議を設置し、会議の事務を統括する 副委員長:委員長を補佐し、委員長欠けた場合には、その職務を代理する 委員:委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること
⑥事務局の災害組織	議会局の体制 市において、災害対策本部等が設置された場合には、議会局の職員(以下「議会局職員」という。)は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務(以下「非常時優先業務」という。)に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている議会局職員(第1次参集者)は、災害情報を把握次第、速やかに議会局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。なお、参集にあつては、当該議会局職員やその家族の被災、当該議会局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制(第2次参集者)を整えるものとする。
⑦情報共有	●情報の的確な収集 議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される初動支所班や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市の災害対策本部等と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。 議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式2「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。
⑧災害対策本部→議員	市の災害対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。(現在、市の災害対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。) ⇒ 平成26年4月から局長のみ参画
⑨議員→災害対策本部	議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り対策会議を窓口として行うものとする。
⑩運用・見直し	議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。 議会BCPの見直しは、対策会議を中心に行うものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は、対策会議に参加できるものとする。

○他団体における先行事例(抜粋)及び三重県議会指針(素案)

岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	
①目的	<p>大規模災害発災時においても本県議会がその機能を十分に果たすため、平成23年の震災における活動内容の検証を踏まえ、災害時における議会の組織体制及び議員の活動方針等を整備するもの。</p> <p>◆未曾有の被害をもたらした震災にとどまらず、平成28年台風第10号による大雨被害等県内各地で大規模な災害が断続的に発生している。</p> <p>◆震災の被災地としての経験を生かし、議会として災害時・平常時問わず迅速かつ適切に機能を果たしていくため、当時の活動を振り返り、その検証結果を踏まえた組織体制や行動指針等を整備し、認識の共有を図るものである。</p>
②対象とする災害	<p>【地震】県内に震度6弱以上の地震が発生した場合 【津波】大津波警報が発表された場合 【気象災害】大雨・洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 【噴火】岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち警戒レベル5が発表された場合 【原子力災害】原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県が含まれる場合 【その他】議長が本計画を適用する必要があると認める災害等 例：・上記基準に満たない災害等であっても、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ等により大きな被害が発生した場合</p>
③議会の役割・機能	<p>●議会の役割・機能 ○本計画が対象とする災害等が発生した場合、岩手県議会災害対策連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置し、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行う。 なお、連絡本部の設置については、後記4において定める。 ○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を、連絡本部に一本化する。 また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。 ○県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町村の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行部に対する要請及び国や市町村議会との意見交換を行うなど、市町村の災害対応への支援に努める。 ○政府調査団の来訪時の要望書の提出や国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。</p>
④議員の役割・機能	<p>●議員の役割・機能 ○連絡本部からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。 ○連絡本部からの参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事し、地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。 ○執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、連絡本部を通じて提供する。 また、連絡本部を通じて把握した、地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供する。 ○連絡本部に置く岩手県議会災害対策連絡本部調整会議(以下「調整会議」という。)の構成員は、調整会議が開催された場合、地域での活動状況に関わらず、原則として調整会議の活動に従事する。 ○前記のほか、議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先する。 ○被害を受けた地域の地元選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会及び連絡本部との調整に努める。</p>

岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	
⑤議会の災害組織	<p>岩手県議会災害対策連絡本部 (1) 設置・招集方法等 ・本計画の対象とする災害が発生した場合、議長は速やかに登堂し、連絡本部を設置する。 なお、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、職務代理者がこれを行う。 ※設置根拠：岩手県議会会議規則第115条第2項・本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会としての対応は連絡本部に一元化する。</p> <p>(2) 構成員 ・連絡本部は全議員をもって構成し、本部長には議長を、副本部長に副議長をもって充てる。 ・本部長(議長)及び副本部長(副議長)とともに事故があるとき又は本部長(議長)及び副本部長(副議長)がともに欠けたとき、本部長(議長)の職務を行う者の順序は次のとおりとする。 第1順位 議会運営委員会委員長 第2順位 議会運営委員会副委員長</p> <p>(3) 連絡本部の所掌事務 ・災害に係る情報の収集、共有及び提供に関すること・災害情報に基づく要請、要望等に関すること ・その他議会として必要な対応に関すること</p> <p>(4) 岩手県議会災害対策連絡本部調整会議 ・連絡本部に調整会議を置き、議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び交渉団体である各会派の代表者をもって充てる。 なお、各会派の代表者に事故があるとき又は各会派の代表者が欠けたときは、当該会派が定める順序により代理者を決定する。 ・本部長(議長)は、当面の災害に係る議会活動の内容について協議や調整等を行うため、被害状況等を勘案し、必要に応じて調整会議を招集する。なお、調整会議を開催する必要があると判断した場合は、開催日時等を調整会議の構成員に連絡する。 また、調整会議の進行は本部長(議長)が行い、協議事項は本部長(議長)が決定する。 なお、本部長(議長)に事故があるとき又は本部長(議長)が欠けたときは、職務代理者がこれを行う。</p>
⑥事務局の災害組織	<p>●岩手県議会災害対策連絡本部事務局 ・連絡本部の事務局を、岩手県議会事務局に置く。 ・事務局は、連絡本部の運営に関する庶務のほか、円滑な議会運営及び議員活動に必要な事務を処理する。</p> <p>●事務局の所掌事務 ・庁舎内来訪者等の安全確保、避難誘導 ・議員・職員の安否確認 ・議会庁舎及び設備の点検・管理、執務場所の確保 ・各種情報収集 ・非常時の議会活動及び議員活動を確保するために必要な関係機関との調整及び各種手続など</p>
⑦情報共有	<p>【再掲】 ○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を、連絡本部に一本化する。 また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。</p>
⑧災害対策本部→議員	<p>●議員への情報提供 ○災害時には情報が錯綜するため、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供については、連絡本部(窓口は事務局)が行う。 ○議員への情報提供は、議員へのメール送信を基本とする。 ※メールが使用できない場合又はファクス送信を希望する議員にはファクスを使用する。</p>
⑨議員→災害対策本部	<p>●議員を通じた災害等の情報収集等 ○議員は、地域における被災情報等について、積極的に収集するとともに、迅速な復旧等に資するため、当該情報を連絡本部(窓口は事務局)に提供する。 ○議員からの情報提供は原則としてメールによることとし、事務局が指定するアドレスあてに送付する。なお、メールによる送付が難しい場合等には、ファクスにより送付する。</p>
⑩運用・見直し	<p>○本計画の内容は、県の防災計画等との整合を常に図ることとする。 また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。</p>

○他団体における先行事例(抜粋)及び三重県議会指針(素案)

宮城県議会 災害対応マニュアル	
①目的	○このマニュアルは、災害が発生した場合の議会の対応について、地震の発生時の対応を基本として作成した。台風等による大規模な災害の発生が予想される場合又は地震以外の大規模災害が発生した場合の対応に関しては、このマニュアルに準じて対応するものとする。
②対象とする災害	参考: 執行部における配備体制の基準(抜粋) 災害対策本部(会議構成: 知事(本部長), 副知事, 各部局長等) ・県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めるとき。 特別警戒本部(会議構成: 副知事(本部長), 関係部局長) ・本県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。 ・県内で震度5弱, 強の地震が観測されたとき。 ・その他特に副知事が必要と認めるとき。
③議会の役割・機能	
④議員の役割・機能	(災害時における議員活動の規範の明示) ○災害が発生した場合、各議員は、議会としての対応が決定するまでは、各地域において人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に、被災現場での支援や情報収集等の議員活動を行う。  議員活動における基本原則 1 全ての行動は、人命第一を基本とする。 2 全ての活動は、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に行うことを基本とする。 3 宮城県議会議員の一員であることを鑑み、議員活動においては、議会審議等に活かすため、情報収集等に努める。 4 各会派代表者会議の構成員は、各会派代表者会議の会議出席等を優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。 5 議会としての活動(本会議, 特別委員会における活動等)がある場合は、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合はこの限りではない。

宮城県議会 災害対応マニュアル	
⑤議会の災害組織	(各会派代表者会議の自動招集) ○県内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、原則として地震発生の翌々日の午後1時に各会派代表者会議を自動招集することとし、同会議において災害に係る議会活動の方針を決定する。
⑥事務局の災害組織	事務局は、県執行部に災害対策本部又は特別警戒本部が設置された場合、事務局内に「県議会災害情報連絡事務局」を設置し、以下の対応をとる。 イ 庁舎内来訪者等の安全確保, 避難誘導 ロ 議員・職員の安否確認 ハ 議会庁舎の被害状況の確認, 執務場所の確保 ニ 各種情報収集, 県災害対策本部等との連携確保
⑦情報共有	(県災害対策本部との情報共有) ○県執行部に災害対策本部が設置された場合、副議長又は第1会派の代表は、本会議にオブザーバー参加し、県災害対策本部との情報共有を図る。
⑧災害対策本部→議員	副議長又は第1会派の代表者(事務局職員が随伴)⇒議員  県災害対策本部(地方支部(地方振興事務所に設置)又は同地域部(地方振興事務所地域事務所に設置))において、議員が希望する場合、地方支部又は地域部の資料を提供することとする。
⑨議員→災害対策本部	収集した情報の伝達及び必要とされる支援の要請・調整(収集した情報を適切に被災者や関係機関等に伝達・要請する行動) ・把握した被災状況等を必要な相手方(被災者, 地元関係機関等)に適宜, 的確に伝えること。 ・被災現場及び避難場所等において必要とされる支援については、原則として県議会の各会派代表者会議(事務局)を通じて要請すること。ただし、緊急を要する場合や要請内容によってはこの限りではない。
⑩運用・見直し	

○他団体における先行事例(抜粋)及び三重県議会指針(素案)

山形県議会 危機管理マニュアル	
①目的	平成28年4月に発生した熊本地震や、同年8月の台風10号による北海道と岩手県における記録的大雨、更には昨年7月の九州北部豪雨など、近年、全国各地で地震や集中豪雨による大規模災害が相次いでいる。また、昨年11月には、北朝鮮が同年16回目となるミサイル発射実験を行うなど、国際情勢も緊迫の度を強めている。このような中、県議会が、県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要である。
②対象とする災害	<p>●対象とする災害 地震の発生時を基本として作成し、地震以外の災害(津波の発生、台風や豪雨などによる風水害、ミサイル発射等)が発生した場合には、このマニュアルに準じて対応する。</p> <p>≪参考≫ 執行部における大規模災害発生時等の動員体制等について県災害対策本部の設置基準 (1) 地震 県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、災害対策本部が自動設置される。 ただし、「震度6弱以上」と、「震度5弱～5強」では、動員体制が異なる。 ①「震度6弱以上」……… 全職員 ②「震度5弱～5強」の場合… 知事、副知事、関係部長等、各部局次長、全課(室)長、対策本部の連絡員、危機管理課と県土整備部の全職員 など (2) 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合特別警報(地震以外)の発表時には、災害対策本部が自動設置され、「震度5弱～5強」の場合と同じ動員体制となる。 (3) 知事が特に必要と認めた場合。</p>
③議会の役割・機能	
④議員の役割・機能	<p>災害時における議員活動の基本原則 1、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、災害発生時においても、県民全体の利益の実現を目的として行動するものとする。 2、全ての行動は、人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断のもとに行うものとする。 3、議会活動(本会議、委員会における活動等)を優先しつつ、各地域においては、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要情報の収集に努めるものとする。 4、各地域において議員が収集した被害状況や必要な支援の情報等を踏まえ、県議会として集約のうえ、執行部へ提言するものとする。</p>

山形県議会 危機管理マニュアル	
⑤議会の災害組織	<p>●会派協議会の自動招集 県内で震度6弱以上の地震が観測された場合、地震発生の翌々日の午後1時に会派協議会を自動的に開催することにより、電話等の通信手段が不通となった場合においても、当面の災害に係る議会活動についての方針を決定する場を速やかに確保する。</p> <p>●危機管理委員会の開催 常設の「山形県議会危機管理委員会」(仮称)を設置し、災害発生時において、執行部における災害対応の確認、当面の県議会としての対応の協議、執行部への提言等を行う。</p>
⑥事務局の災害組織	
⑦情報共有	<p>●災害等に係る情報の収集 県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が出席して情報を収集するとともに、収集した情報等については、電子メールやファクシミリ等複数の連絡手段により、事務局から議員に伝達する。</p>
⑧災害対策本部→議員	<p>① 県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が出席して、被害状況や執行部の対応状況等の情報を収集し、速やかに議員に伝達する。 ② 県災害対策本部から提供のあった情報については、その都度、速やかに議員に伝達する。 ③ 上記①、②の外、事務局は、必要に応じて情報収集を行い、執行部等から情報提供があった場合には、速やかに議員に伝達する。</p>
⑨議員→災害対策本部	
⑩運用・見直し	



○他団体における先事例(抜粋)及び三重県議会指針(素案)

三重県議会指針(素案)※一部現行マニュアルより	
①目的	○本県は、巨大地震の発生が想定される南海トラフに面し、今後30年以内の地震発生確率が70～80%とされている中、全国屈指の多雨地帯を抱え、近年、全国で頻繁に発生する豪雨災害など、自然災害発生のリスクが高い地域と考えられる。 ○平成23年3月の東日本大震災を受けて、本県議会としての大規模地震対応マニュアルを策定したが、今般、三重県議会基本条例に「大規模な災害その他の緊急事態への対応」の規定を追加整備したことを踏まえ「大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会」を設置して、議会としての緊急事態への対応について検討を行い、議会としての指針(方針)を提言する。
②対象とする災害	○対象とする大規模な災害等緊急事態は、三重県地域防災計画に基づく災害対策本部運営要領及び三重県国民保護計画に規定するものを原則とし、議長が必要と判断した場合。 ◆三重県地域防災計画(災害対策本部運営要領)より 【地震】県内に震度5弱以上の地震が発生した時 【津波】津波警報が県内に発表された時 ◆三重県国民保護計画より 【武力攻撃事態】 ・着上陸侵攻 ・ゲリラ及び特殊部隊による攻撃 ・弾道ミサイル攻撃 ・航空攻撃 【緊急対処事態】 ◇攻撃対象施設等による分類 ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ◇攻撃手段による分類 ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
③議会の役割・機能	○東日本大震災や紀伊半島大水害などの未曾有の大災害を踏まえ、県民の生命・財産を守ることを第一に考え、「いつでもすぐに活動できる態勢づくり」として導入した通年議会による機動的な議会運営により、緊急事態発生時においても、議事・議決機関としての責務を果たすとともに、国、関係機関等に要請活動を行うなどの取り組みを積極的に行う。 ○対象とする災害等が発生した場合、被災情報の収集を行うとともに、県民の生命・財産が適切に守られるよう必要な対応を検討するほか、執行部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援及び要請活動を行う。 ○執行部との関係においては、被災状況や災害対策等に関する議員への情報提供及び議員からの情報を伝達する窓口を一本化する。 また、必要に応じ、議員及び事務局職員の県災害対策本部へのオブザーバー参加を要請するなど災害情報の把握及び共有を図る。 ○県議会は、広域的地方公共団体の議会として、市町の被災状況や要望事項等の把握に努め、必要に応じ、県の執行部に対する要請及び国や市町議会との意見交換を行うなど、市町の災害対応への支援に努める。 ○国会及び関係行政庁への意見書に基づく要請等、被災地の復旧や生活再建等に向けた国への要望提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。
④議員の役割・機能	○参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。 ○参集指示があるまでは、自身の安全確保を図るとともに、地域の一員として住民の安全確保など地域での活動に積極的に協力・従事し、地域の被災状況等の情報や住民の意向の収集と把握に努める。 ○県議会の窓口から把握した地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、地域住民に提供する。 ○被害を受けた地域の地元選出議員は、被災地の調査等に当たり地域と議会との調整及び市町の支援に努める。 ○議会としての活動がある場合には、原則として、これを優先し、地元での活動は慎む。 ○執行部が災害対応を適切かつ迅速に行えるよう、被災地の状況や現地の要望などの情報を、必要に応じ、県議会の窓口を通じて提供することとし、個別に執行部等へ要請等を行うことを慎む。  ☆議員として行動規範を入れるかどうか。

三重県議会指針(素案)※一部現行マニュアルより	
⑤議会の災害組織	☆緊急事態における議会としての組織のあり方を検討する (構成員) ○ 代表者会議(現行) ○ 全議員 ○ 各会派代表者 ○ 各常任委員長 ○ 上記の組み合わせ ☆構成員をどうするか。  (指揮者不在時) ○ 副議長 ○ 議会運営委員長 ○ 議会運営副委員長 ☆代行者を第5順位まで作ってはどうか。  (所掌事務等) ○ 議員が収集した災害に関する情報を災害対策本部へ提供 ○ 災害対策本部の情報を議員へ提供 ○ 県や国、関係機関への要望活動の調整 ○ 本会議、委員会、代表者会議、全員協議会等の開催や協議事項の調整 ○ その他、災害に関して議会及び議員に関連すること
⑥事務局の災害組織	【現行マニュアル(事務局編)より】 ◆事務局の体制 総 括:局長、次長(事務局の総括) 総 務 班:総務課職員(正副議長への連絡、職員への連絡、災害対策本部からの情報収集、防災物品の準備、代表者会議の準備) 議員対応班:議事課職員(開催中の本会議・委員会等の対応、議員への連絡、議員からの情報収集・整理) 安全確保班:企画法務課職員(傍聴者・来庁者への対応、議事堂内の安全点検、応急措置、避難住民への対応) 時間外・休日:指定職員(各課1名)(上記の業務のうち、優先度の高い業務) ◆災害対策本部への派遣 災害レベル2以上で災害対策統括部から要請ある場合、又は議会事務局長が必要と認める場合は、災害対策本部との情報交換、連絡調整のため、総括部総務広報隊に職員1名を常駐させる。 ☆現行マニュアルの見直しの必要性はないか。
⑦情報共有	【現行マニュアルより】 ◆正副議長 ・正副議長は在庁し、情報の収集、整理、分析にあたる ・執行部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された情報については、必要に応じて執行部やほかの議員に伝達する。 ・代表者会議の開催に向けて、常に最新の被害状況や執行部の対応状況の把握に努め、議会としての対応策(素案)を検討する。 ◆その他の議員 ・その他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等、災害対策活動にあたる。 ・議員で共有すべき情報や執行部に伝達すべき情報については、「情報伝達票」により、事務局に連絡する(緊急を要する場合を除き、執行部への情報伝達は議長を経由するものとする)。 ・常に事務局との連絡手段を確保し、「安否報告書」等により報告した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡する。 ☆現行マニュアルの見直しの必要性はないか。
⑧災害対策本部→議員	【現行マニュアルより】 ◆「安否報告書」で報告のあった連絡可能な方法(FAX、電話、メール等)により、議長の下、事務局から情報伝達する。 ☆現行マニュアルの見直しの必要性はないか。
⑨議員→災害対策本部	【現行マニュアルより】 ◆「情報伝達票」により、事務局へ連絡し、緊急を要する場合を除き、議長を経由して執行部へ情報伝達する。 ☆現行マニュアルの見直しの必要性はないか。
⑩運用・見直し	○県の防災計画等との整合を常に図ることとする。 また、災害対策に係る法令等の改正など状況の変化があった場合は、内容の見直しを図る。 ○防災訓練を毎年1回実施し、その結果を踏まえ指針の見直しを図る。